和歌山県•市町村連携会議

令和元年度活動報告

権限移譲小委員会 令和2年3月

1. 事務処理特例条例の改正

~ 平成30年度

```
平成21年3月
        和歌山県・市町村連携会議において「市町村への分権に関する計画」を決定
     6月
        権限移譲に関し、地方自治法第252条の17の2第2項の規定に基づく協議
        事務処理の特例に関する条例改正案成立
     9月
        (国) 地方分権改革推進計画が閣議決定
    12月
平成22年4月
        48法律に係る権限を移譲
平成23年4月
        (国)第1次一括法成立
平成23年8月
        (国)第2次一括法成立
平成25年6月
        (国)第3次一括法成立
平成26年4月
        (国)第4次一括法成立
平成27年6月
        (国)第5次一括法成立
        (国)第6次一括法成立
平成28年5月
        医療法改正に係る規定の整備
     9月
平成29年3月
        第6次一括法に係る権限を削除
        建築基準法に係る事務を追加
         和歌山県の動物愛護及び管理に関する条例に係る事務を追加
        農業振興地域の整備に関する法律等の改正に係る規定の整備
        (国)第7次一括法成立
平成29年4月
平成30年3月
        建築基準法に係る事務を追加
        都市計画法の改正に係る規定の整備
平成30年6月
        (国)第8次一括法成立
平成31年3月
        建築基準法に係る事務を追加
        医療法施行規則及び和歌山県公害防止条例の改正に係る規定の整備
```

令和 元 年度

令和 元 年5月 (国)第9次一括法成立

12月 和歌山県公害防止条例に係る事務を追加

令和 2 年3月 浄化槽法、動物愛護管理法、社会福祉法及び和歌山県動物愛護管理条例の改正に係る規定の整備 *令和2年3月現在の移譲事務数 89法令 660事務

2. 地方分権改革に関する提案募集について

制度概要

(1) 地方分権改革に関する提案募集とは

現場に残る具体的な支障を取り除くため、さらなる事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの 見直しの提案を各地方公共団体等から募る制度のこと(平成26年に導入)

(2) 当該制度の特徴

<事前相談>

- 内閣府が直接、相談を受付
- ・ 提案内容が未確定でも相談可能 (事務・権限による支障や担当者レベルのアイデアでも相談可能)
- 自治体から派遣された職員を中心に親身に助言

く提案>

・ 事前相談の結果を踏まえ、「事務・権限の移譲」、「義務付け・枠付けの見直し」等 について、具体的支障事例や制度改正による効果と合わせて提案

<提案後の対応>

単なる要望ではないため、年末の閣議決定まで、内閣府と協議をする必要がある

令和元年度までの県内市町村の取組

平成26年度 提案2件(①和歌山市②田辺市)

平成27年度 提案なし 平成28年度 提案なし

平成29年度 提案2件(①和歌山市②県と8市町(橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町)での共同提案)

平成30年度 提案なし 令和 元 年度 提案なし

和歌山県•市町村連携会議

令和元年度活動報告

税収確保小委員会 令和2年3月

税収確保小委員会

○ 令和元年度の活動成果について

第1 和歌山地方税回収機構のあり方に関する検討結果

・令和3年度(設立後16年目)以降の運営方針について

第2 県と市町村が連携して「適正・公平な税の執行」を推進する取組

・県税及び市町村税の徴収強化会議(共同事業の実施、徴収課題の検討等)

第1 和歌山地方税回収機構のあり方に関する検討結果 【回収機構の現状(組織、業務及び活動実績)】

<I 組織の概要と活動実績>

〇令和元年度の体制

•事務局長

- 1名 県派遣
- ·総務課長·徴収課長 各 1名 県派遣
- ・徴収課 10名 (うち県派遣 1名)
 - (うち市町派遣 9名、

和歌山市 2名、各ブロック 1名以上)

- ★徴収体制 3名~4名/班 計3班体制
- •非常勤顧問4名(国税OB、警察OB、弁護士、不動産鑑定士)
- 臨時職員2名
- ・短期スタッフ職員受入 延べ5名(1期3ヶ月)
- 〇引受 引継件数 747件(※H30実績)
- 〇令和元年度予算の規模
- -歳入 142百万円(市町村負担金 88百万円)

<Ⅱ 処理業務、処理基準>

〇処理業務

1)滞納整理

- 〇滞納整理の範囲
- 1)財産調査 2)財産の差押え
- 2)不動産等の公売
- 3)捜索 4)差押財産の公売、換価等
- 3) 滞納処分の執行停止の適否判定
- 4)市町村職員に対する徴収業務に関する実地研修
- 5) 市町村からの滞納整理に係る相談業務

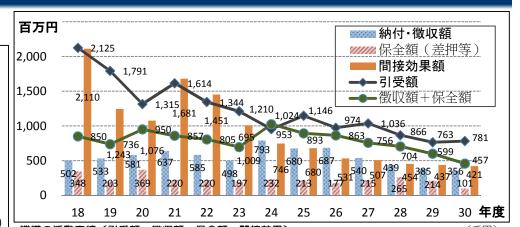
等

〇対象税目

全市町村税、国民健康保険税(料)、個人県民税

〇処理基準

- 1) 当該市町村での整理困難事案
- 2)不動産等の公売事案
- 3) 滞納処分の執行停止判定が困難な事案



機構の活	5動実績(3	1受額、御	收収額、保全額.	、間接効果)			(千円)
年度	引受実績		直接効果		@88++++ B		
	①引受額	引受件数	②納付又は 徴収額	③保全額 (差押等)	②+③ (徴収額+保全額)	③間接効果 (移管予告効果)	設立効果合計
18	2,124,562	827	501,642	347,997	849,639	2,110,321	2,959,960
19	1,791,154	793	533,122	202,632	735,754	1,243,118	1,978,872
20	1,314,789	853	580,659	369,317	949,976	1,075,882	2,025,858
21	1,614,429	957	636,818	220,481	857,299	1,680,586	2,537,885
22	1,343,575	953	585,253	219,608	804,861	1,451,438	2,256,299
23	1,209,876	909	498,420	196,747	695,167	1,009,324	1,704,491
24	952,763	868	792,565	231,590	1,024,155	745,978	1,770,133
25	1,145,811	843	679,935	212,638	892,573	679,740	1,572,313
26	973,633	846	686,573	176,802	863,375	530,826	1,394,201
27	1,035,875	840	540,051	215,475	755,526	506,648	1,262,174
28	865,686	776	439,254	265,224	704,478	453,526	1,158,004
29	763,434	771	385,195	213,946	599,141	436,645	1,035,786
30	781,100	747	355,868	101,388	457,256	421,330	878,586
皇十	15 916 687	10.983	7 215 355	2 973 845	10 189 200	12 345 362	22 534 562

<Ⅲ 再検討の必要性等>

〇設立時に運営期間は、5~10年間設置を目標に議論

・運営期間を特に定めず、その存在を将来的に固定化せず、 機構の実績や市町村の状況を検証し、判断する。



○機構の役割と目標 ← 検証と判断

- ① 徴収率等の改善(徴収率が全国平均以上の目標未達成)
- ② 人材育成(機構で蓄積した/ウハウを市町村に還元)
- ③ 住民に税の公平性の確保、税務行政への信頼を保持する
- ④ 納税秩序の確立と県民が自主納税する社会を実現する



〇目標未達成であり、機構を引き続き運営

第1 和歌山地方税回収機構のあり方に関する検討結果 【運営方針】

<I 回収機構の組織>

○令和3年度~7年度の体制(基本的)

•事務局長

- 1名 県派遣
- ·総務課長·徴収課長 各1名 県派遣
- ・徴収課 9名程度 うち県派遣 1名

うち市町派遣 8名

(和歌山市 2名、各ブロック内(海草・那賀で1ブロック) 各1名以上)

- •臨時職員2名
- •非常勤顧問4名(国税OB、警察OB、弁護士、不動産鑑定士)
- ・短期スタッフ職員の受入(1期原則3ヶ月)

<Ⅱ 回収機構の目標等>

〇設立目的〈再確認〉

- 1)市町村税の徴収体制の強化
- 2)住民に対しての税の公平性の確保、市町村行政への信頼の保持
- 3)納税秩序の確立と自主納税する社会の実現

○具体的目標(数值設定等)

- 1) 徴収率の改善と滞納額の縮減(徴収率を全国平均以上)
- 2)徴収職員の育成並びにスキルアップ 徴収ノウハウの確立とその蓄積・承継(独自で滞納整理を 実施できるよう各市町村における精通職員の育成)
- ○期待する効果(機構を設立することで期待できる効果をその活動を通じて着実に実現していく。)
 - 1)事案の直接徴収で滞納額縮減
- 2)派遣での知識・ノウハウの還元
- 3)研修・相談による徴収技術向上
- 4)専門組織の設立でのアナウンス効果
- 5) 滞納整理最終機関の存在による市町村への精神的バックアップ
- 6) 市町村、県、機構の徴収体制の連携強化

〇処理業務、処理基準〈再確認〉

・現基準を再確認し、厳正に対応する。

<皿 回収機構の運営>

〇移管件数

・移管件数は 700件以上を基準、収入未済額割合で配分

〇移管基準の確認

- 移管のガイドラインの現基準を遵守する。
- 1)滞納税額の大きい納税者から順番に移管等
- 2)不動産公売案件等の徴収困難事案を優先に移管等

〇機構の目的、目標、及び役割の再確認

「機構決議」の遵守と更なる機構の活用に努力

〇機構の業務内容

・現行業務の充実・強化(不動産公売事務の強化)

〇機構職員の確保

- ・市町村から派遣職員を左記「令和3年度~7年度の体制」 のとおり計8名確保し、派遣期間は、複数年派遣を基本
- ・通年派遣が困難な場合、短期派遣等で人材育成に努力 ※ 短期派遣職員は、随時受け付ける。

〇運営費(市町村負担金等)

- 1)基礎負担割(人口等規模により100~1,000千円)
- 2) 処理件数割(60千円/件)
- 3)徴収実績割(徴収実績の15%) により算定
- 負担割合は財政調整基金残高の状況等を踏まえ適宜見直しを実施

<IV 再検討の時期>

〇当面の設置期間

-20年(平成18年度から令和7年度)

〇再検討の時期

- ・令和4年度から検討を開始し、令和6年度末までに「あり方 (存続、廃止、統合、縮小等)」を決定する。
- 災害等により財政状況が厳しくなることが想定されるときは、前倒しで検討。

第2 県と市町村が連携して「適正・公平な税の執行」を推進する取組

『県税及び市町村税の徴収強化会議』

税務協議会会則第19条に基づく研究会として平成17年に設置。

県と市町村が共通の徴税意識を持ち、連携協力して互いの税収確保を行うための 徴収強化策についての調査、研究及び共同事業を行う

【主な取組】

●共同事業の実施

- ・合同滞納整理強化月間の設定による税収確保の取組
- ・個人住民税の共同催告
- ・不動産の合同公売の実施

●各地域ブロックにおける活動

- ・各地域ブロック単位で県税事務所職員等が実務に即した研修会を実施 (公売事務に関する勉強会、滞納整理の取組・徴収関係判例発表、財産調査のマネジメント等)
- ・地方税法第48条による個人住民税の直接徴収、又は併任派遣

●徴収課題の検討

・滞納事案の早期着手への取組、効率・効果的な滞納整理の取組

【来年度の取組事項】

- (1) 構成団体から提出された徴収課題の調査、研究
- (2) 滞納事案の早期着手、効率・効果的な滞納整理の取組等課題解決に向けた協議や取組
- (3) 共同事業の実施

和歌山県•市町村連携会議

令和元年度活動報告

コスト縮減等小委員会 令和2年3月

令和元年度コスト縮減対策等に関する活動概要

昨今の人口減少・少子高齢化社会において、行政サービスの持続可能な提供を確保することが喫緊の課題となっています。この課題への解決策の一つである「コストの縮減・歳入確保の取組」は、全ての市町村に共通する必要不可欠な取組であり、これまで県内市町村では創意工夫により様々な取組が行われてきました。

今回、「コスト縮減・歳入確保の取組」が県内市町村で一層推進されるよう、県内の取組の現状を把握するとともに、先進事例や優良事例を共有するために、コスト縮減等に関する取組状況に係るアンケート調査と文化施設等の現地調査を実施しました。

アンケート調査

1. 調査内容

コスト縮減・歳入確保に関する取組状況 や課題点等について、アンケート調査を 実施。

2. 調査方法

対 象:県内市町村

調査方法:選択式(一部自由記述)

調査期間:令和元年10月23日~11月15日

現地調査

1. 調査内容

調査対象の公共施設等においてコスト縮減や歳入 確保の観点から取り組まれた工夫について、現地 に伺い、視察・聞き取りを実施。

2. 調査方法

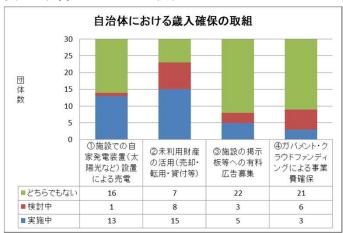
①対 象:和歌山市、有田川町

②調査日:令和2年2月5日(水)有田川町

令和2年2月12日(水)和歌山市

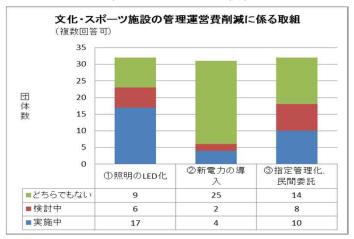
コスト縮減等に関するアンケート結果

1. 歳入確保に関する取組について



- 歳入確保に関する4つの取組について、それぞれ「実施中」 「検討中」「どちらでもない」の中から選択していただいたも の。
- ・ 「①自家発電装置による売電」「②未利用財産の活用」は「実施中」と回答した団体が多く、いずれも10団体を超えた。一方「③施設の掲示板等への有料広告募集」「④ガバメントクラウドファンディングによる事業費確保」はいずれも「実施中」が5団体以下となった。
- ・ 上記4つの取組で「実施中」と回答した団体のうち、効果が あったと回答したのは18団体、わからないと回答したのは5 団体であった(「効果がなかった」は0団体)。

2. コスト縮減に関する取組について



- コスト縮減に関する3つの取り組みについて、それぞれ「実施中」「検討中」「どちらでもない」の中から選択していただいたもの。
- 「①照明のLED化」は「実施中」の団体が全市町村の半数を超える17団体となった。一方で「②新電力の導入」は「どちらでもない」が25団体と最も多かった。また、「③指定管理化、民間委託」は「実施中」と「検討中」を合わせて18団体であるが、「どちらでもない」も14団体と全市町村の約半数となった。
- ・ 上記3つの取組で「実施中」と回答した団体のうち、効果があったと回答したのは13団体、わからないと回答したのは7団体であった(「効果がなかった」は0団体)。

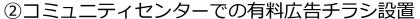
○総評

- 未利用財産の活用や照明のLED化等、多くの市町村が実施中の取組もあり、効果が出ている団体も多いことが分かりました。一方で課題点もあり、取組の実施や効果を出すに至らないケースも見られました。
- 取組の推進にあたり県に求めることとして、「先進事例の紹介」や「研修会の開催」が多く回答されました。また、各市町村が 関心のある取組は「未利用財産の活用」「公共施設の複合化・多目的化」が多い結果となりました。これらの結果をもとに、今 後の活動内容を検討していきます。

歳入確保・コスト縮減の取り組み事例(和歌山市)

①図書館における雑誌ブックカバーのスポンサー制度

- 図書館に配架している雑誌のカバー等に広告を掲出する民間事業者等(スポンサー) を募集し、スポンサーに雑誌の購入費を負担してもらう取組。平成27年度から随時 受け入れをおこなっている。
- 図書館の雑誌購入費の削減や、より多くの雑誌を配架することを目的としている。また、市内に事業所がある企業や団体のPRとなることから、地域経済等の活性化につなげるという狙いがある。
- スポンサーは、図書館が指定した雑誌の中から広告を掲出するものを選び、書店とスポンサーの間で購入契約を交わし、雑誌はスポンサーから図書館に寄贈という形で納入されている。広告は市役所内の広告審査委員会で審査を受けたうえ、掲出されている。



- 本来市で設置できるのは公共団体が主催か後援をしているチラシに限られるが、コミュニティセンターでは民間事業者等一般の広告チラシの設置を希望する声が多かったため、有料で設置する事業として平成30年度から開始された。
- 設置申請は、観光業・塾・民間のサークル活動などが多い。チラシは広告審査委員会で審査を受けたうえで和歌山市と契約を交わし、設置されている。
- ・ 設置料は、1枠あたり12か月(年度ごとに契約)で1万円と消費税である。平成30年度は6館のコミュニティセンターで60枠のうち37枠の申請があった。平成30年度にコミュニティセンターが1館開館したため、令和元年度は7館で70枠となり、うち52枠に申請があった。全枠に申請があったコミュニティセンターについては、新しいラックを購入し、枠を増設した。徴収した設置料は、主にコミュニティセンターの修繕費に充てられる。





- (左) ブックカバーに付されたスポンサー名
- (右) 雑誌を取ると広告が見えるようになっている



有料チラシ専用のラック

③コミュニティセンターにおける新電力の導入

- ・ 平成28年度6月から市内にある6館のコミュニティセンターに電力の入札制度を導入した(平成30年5月に1館新設し、令和元年6月からは全部で7館に入札制度を導入している)。毎年入札によって電力会社を選定している。効果額は下表のとおりである。
- 貸館の利用頻度や、選挙の期日前投票所としての利用の有無によって変動はあるものの、新電力導入後の方がコストを抑制している状況となっている。

	H27(導入前)	H28	H29	H30	R01
電気使用料合計(円)	10,326,352	7,781,565	9,094,086	8,481,998	7,561,168

- ※6館分の電気使用料合計。
- ※契約期間が年度をまたいでいるため、それぞれ9月~12月の4か月分の料金。

歳入確保・コスト縮減の取り組み事例(有田川町)

①ガバメント・クラウドファンディングによる事業費確保

- 有田川鉄道公園において、老朽化した施設の修繕費の確保と公園のPRを兼ねて令和元年度にクラウドファンディングを実施。
- オールオアナッシング形式のクラウドファンディングを採用し、設定した目標額を達成しなかった場合は事業を実施しないものとした。
- 寄附金の受付期間中はクラウドファンディングの会社と有田川町がそれぞれホームページ や広報誌、SNS等を活用して情報発信をおこない、結果的に目標額の100万円を上回る 155万円の寄附が集まった。
- 寄附者の割合は、和歌山県内が約30%、県外が約70%であった。全国各地から寄附が集まったこともあり、公園の認知度拡大につながったと考えられる。
- 寄附金は公園内の線路の修繕、遮断機・警報機の設置、車両の部分的な修繕に充てられ

②体育館の照明のLED化

- 町内に2館ある体育館のうち、きび体育館において平成29年度に照明のLED化を実施。
- 体育館の床面積は約1,300㎡。館内の約80球の水銀灯の照明および2階部分の蛍光灯を LEDに交換した。工事費は約3,800万円であったが、学校施設環境改善交付金を3分の1充 当している。
- 電気料金をLED導入後の平成30年度と比較すると、以下のとおりとなった。

平成29年度(4月~3月): 946,472円

平成30年度(4月~3月):203,187円(743,285円の削減)

③図書館の貸出におけるウォークスルーシステム

- 令和2年1月に有田川町地域交流センター「ALEC」内に新設された設備で、自治体においては全国初の試みとなっている。
- 図書にICタグが貼付されており、貸出カードと図書を手提げ袋等に入れてゲートをくぐる と貸出が完了する。返却時は、カウンター付近に設置してある自動返却ポストに本を入れ ることで仮返却の状態まで自動処理される。
- システム導入によりカウンター業務の負担軽減が期待されており、職員1~2名分の業務量が削減される試算となっている。ただし、直ちに職員の減員は予定しておらず、現在は読書活動の推進など他の業務に割り振ることを目的としている。



老朽化した線路の枕木



体育館のLED照明



ウォークスルーシステムのゲート

和歌山県•市町村連携会議

令和元年度活動報告

事務連携小委員会 令和2年3月

令和元度 県・市町村事務連携の活動概要①

前年度からの継続検討事項

① 採用試験の合同説明会

令和2年3月2日(月)に、和歌山市、橋本市、有田市、田辺市、紀の川市、岩出市、湯浅町、有田川町、すさみ町、串本町の10市町で合同説明会を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催直前で中止を決定した。

② マイナンバーカード出張申請ブースの共同設置

昨年度に引き続き共同設置を行い、全市町村が参加の上、累計約4,050人から申請を受け付けた。市町村が協働することで交付申請のノウハウの共有が図られ、また、市町村規模の大小を問わず1団体あたりの負担軽減の効果があり、さらに、期間中の申請数の増加から住民の申請に係る利便性の向上及びカード交付申請の推進に有効であると判断したため、今後も継続して行っていく。

③ 監査事務に係る共同処理

各市町村監査委員及び監査委員事務局職員向けに、監査事務の強化や監査基準の策定、また内部統制の重要性・実例等についての研修会を開催した。コスト削減・監査体制の強化を目的とした監査事務局の共同設置はコストや人員体制の面から課題も多く、現時点では困難であるが、監査体制の強化と機能充実のため、引き続き監査事務研修会の実施や監査事務に関する情報共有を継続していく。

4 納税共同コールセンターの設置

滞納処分の早期着手に向け、コールセンターの設置について、他団体での取組を参考に、平成30年度から検討を実施。今年度は、各振興局単位で市町村と意見交換し、各団体の希望を聞き取ったが、希望団体は少数であった。加えて、別途、設けている和歌山県税務協議会の徴収強化会議において、滞納処分の早期着手について検討を行っているところであり、コールセンターの設置は見送ることとする。

令和元度 県・市町村事務連携の活動概要②

⑤ 固定資産評価審査委員会の共同設置

県内市町村を対象に勉強会を開催し、共同設置以外の連携策も含め検討したが、中心となる団体には希望がなく、 固定資産評価審査委員会の共同設置を単独で進められる状況ではないため、事務連携小委員会での検討を終了し、 別の機会に提案することとする。

⑥ 埋蔵文化財調査の共同処理

昨年度に引き続き、西牟婁郡において、検討を行ったものの、現状の体制においても対応可能とのことから、現時点での埋蔵文化財調査の共同処理には至らなかった。また、御坊市及び日高郡において、意見交換会を開催し、検討を行ったが、希望団体はなかった。以上を踏まえ、事務連携小委員会における検討は終了し、今後、各市町村において共同処理に向けたニーズが高まれば、検討を再開することとする。

⑦ 専門職員採用試験の共通化

技術職員の採用確保に向け、今年度の「採用試験の合同説明会」に説明者として市町村に技術職員の参加を要請した。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、合同説明会は中止)

また、奈良県で実施されている県と市町村の共同試験(奈良モデル)等を参考に専門職員採用試験の共通化に向けた手法について検討を行った。今後も、よりよい制度設計を目指し、引き続き、検討を継続することとする。

今年度からの検討事項

① 物品調達の共同化

共同調達手法と共同調達に適した物品について、検討を実施した。また、共同調達に向けた仕様書案の作成とスケールメリットの検証も行った。今後は、共同調達を実施する協議会の設置に向けた規約や要領の検討のほか、全団体が共同調達に参加できる環境整備についても、検討を行うこととする。

採用試験の合同説明会

現状と課題

【現状】 平成30年5月に実態調査を行ったところ、ほとんどの市町村が職員採用説明会を開催した経験がなく、説明会を実施している市町村は和歌山市・新宮市・有田川町・那智勝浦町の4市町で、いずれも独自開催か、地元の就職フェア等に出展する形での参加であった。平成31年3月1日に第1回の市町村職員採用合同説明会を実施したところ、来場者及び参加市町から好評を得た。

【課題】

- ・職員採用説明会の開催実績がほとんどないため、説明会のノウハウが不足している。
- ・出展できる説明会の機会が少なく、また、市町村単独での説明会では集客に不安がある。

連携の内容・方法

県主催で「市町村職員採用合同説明会」を開催する。

連携のメリット

- ・職員採用に係る説明会を合同で開催することで、単独開催よりも来場者が見込める。
- 和歌山県や他市町村の受験を希望している人が他の市町村にも関心を持つ機会が生まれる。
- ・説明会に係るノウハウを市町村間で共有することができる。

- ・令和2年3月2日(月)に、和歌山市、橋本市、有田市、田辺市、紀の川市、岩出市、湯浅町、有田川町、すさみ町、串本町の 10市町で合同説明会を実施する予定であったが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、開催直前で中止を決定した。
- ・来場者の利便性向上と、より多くの参加者を集めるため、和歌山県職員採用説明会と同日・同会場(部屋は別)で開催し、今年度は午前10時開始(県職員採用説明会は13時開始)とするとともに、技術職員の採用確保のため、各市町村に技術職の説明者の参加を要請していた。
- 今年度は各市町村の当日配布資料等を市町村課ホームページに掲載することとし、来年度も合同説明会を実施する予定

マイナンバーカード出張申請ブースの共同設置①

現状と課題

- ・マイナンバーカードの申請について、交付申請の増加に対応するため、申請に係る事務の平準化を図る必要がある
- ・マイナンバーカードの交付率について、全国平均を比較した場合、県平均は大きく下回っている(30団体中28団体)
- ・マイナンバーカードの申請補助サービスは、小規模市町村にとっては職員一人あたりの負担が大きいため、近隣市町村との協力体制の構築が必要
- ・カード取得促進のため機運醸成が必須であり、取組の方向性を明確にするため、県内全市町村が参加する勉強会を開催
 ⇒ マイナンバーカード取組推進月間を設定し、昨年度に引き続き、全県的な共同事業を実施
- ・企業内に申請ブースを設ける「企業一括申請」に対応するため、手順等を整理した業務マニュアルのアップデートが必要

連携の内容・方法

・市町村イベント会場、商業施設及び確定申告会場等おいて、臨時のマイナンバーカードの申請ブースを県と市町村で設置し、 リーフレットの配布及び呼び込み等の広報により集客を図り、申請に必要な写真撮影を行う等、申請書作成に係る利便性を向上 することで、カードの取得者の増加を図る。

連携のメリット

- ・人員の確保について、1団体1名程度の動員として共同で取り組むことで、小規模市町村の負担を軽減することが可能(取組の平準化)
- ・共同事業の実施について、県の集中的な支援によりモデル市町村を確立し、取組事例の情報提供を含めて手法を伝達(スキルの 承継)
- 出張申請ブースの共同設置を通じ、近隣市町村との調整を図ることにより、相互補完の体制構築が促進され、マイナンバー関係 事業における市町村の自立(県からの支援の脱却)を目指す。

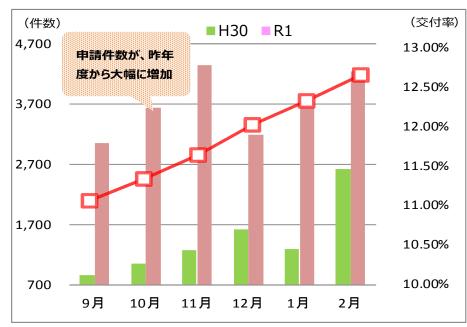
マイナンバーカード出張申請ブースの共同設置②

経過及び今後の方針

- ・市町村イベント、商業施設及び県内すべての税務署の確定申告会場等において、県内全域(和歌山、海草、那賀、伊都、有田、 日高、西牟婁、東牟婁)で出張申請ブースを共同設置
- ※累計68回開催 約4,050名から申請受付(H30.11~R2.3末時点)

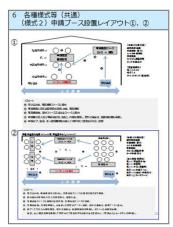
■取組月間中の申請件数等推移

R1年度	申請件数	前月比	交付率
9月	128,938	3,049	11.06%
10月	132,571	3,633	11.33%
11月	136,903	4,332	11.63%
12月	140,088	3,185	12.02%
1月	143,889	3,801	12.31%
2月	148,026	4,137	12.65%



- ・上記の取組を補完するため、取組結果を反映した県内共通の業務マニュアルを改訂し、 県内市町村に改めて周知(R2.1)
- 今後は、取組エリアのさらなる拡大及びマイナポイント事業との連携を目指す。





監査事務に係る共同処理

現状と課題

- 【現状】・平成29年6月の地方自治法改正により、地方公共団体のガバナンス強化を目的とした監査制度の充実強化が行われ、 に各地方公共団体の監査委員は監査基準を定め、監査等を行うにあたっては監査基準に従うこととされた。そのため 全団体が令和元年度中に監査基準を策定する必要がある。
- 【課題】・監査基準の策定については、国から監査基準(案)が示され、それを元に各団体が法施行日(令和2年4月1日)までに 策定する必要がある。また、監査基準に従って監査を行うにあたり監査機能の強化も必要。さらに、指定都市を除く 市区町村は「内部統制に関する方針」の策定は努力義務であるが、内部統制に依拠した監査の実施が求められており、 監査基準に基づく監査を行うにあたっての機能の強化と併せて、内部統制体制の整備に対するノウハウが必要。

連携の内容・方法

- 監査基準の策定等についての合同研修会の実施
- ・監査基準策定に関する他団体の状況など、監査に関する情報の速やかな共有
- ・ 監査事務局共同設置の検討

連携のメリット

- 円滑かつ適切な監査基準の策定につなげる。
- ・近隣団体や同規模団体の実施状況を把握することができ、それにより地域全体の監査機能の強化が図られる。
- ・ 監査委員事務局共同設置によるコスト削減、監査体制の強化。

- ・監査事務の強化や監査基準策定の目的、また内部統制の重要性・実例等の習得のため、令和元年8月8日に福山大学の関下講師、 西宮市の山本内部統制担当理事を講師として招き、研修会を実施。
- ・監査基準策定に係る各種情報の提供や、策定にかかる質疑への対応等の支援を行い、全団体が3月中に監査基準を策定見込み。
- 岡山県備前市 瀬戸内市での監査事務局共同設置の事例を参考に、紀北地域(橋本市、紀の川市、岩出市)での監査事務局共同設置を検討したが、人員配置やコストの問題など課題が多いため、まずは監査事務研修会の実施や監査に関する情報共有を引き続き継続し、監査体制の強化を図る。

納税共同コールセンターの設置

現状と課題

- ・市町村税の徴収率は、全国平均に近づいてきたものの、現年課税分の未収金は、10億円程度ある。(平成29年度決算)
- ・基幹税目である個人住民税や固定資産税の納期が4期に分かれていることや、人員の都合などから現年課税分の滞納事案への着 手が遅れる。場合によっては、滞納繰越となってから着手する事例もある。
- ・着手が遅れることによって、事案が困難化することも想定される。
- 早期着手の手法として電話催告業務の委託を検討するにも単独では人材や場所等のスケール感から実施が難しい自治体もある。

連携の内容・方法

・奈良県において、平成28年10月から7自治体により奈良県市町村税納税コールセンターを設置している。これを参考に本県 においても、電話催告業務を実施する意向のあるいくつかの市町村が連携してコールセンター設置の可否を検討。

連携のメリット

- 自治体の規模に比較的左右されずコールセンターの設置が可能となる。
- 1期目から催告することにより納期内納付が増えることが期待できる。

- ・平成30年度は、和歌山地方税回収機構あり方検討会において、同機構の新たな機能の一つとして検討を実施したが、同機構の財政状況が厳しく、同機構でのコールセンター設置希望団体が少なかったことから、同機構での設置を見送ることとした。
- 令和元年度は、設置希望があった団体の意見を聞き、改めて、振興局単位で意見交換を行い、各市町村の希望を確認したが、 自前で電話催告ができており、新たな財政的な負担は厳しいといった意見等があり、希望団体は少なかったところ。
- ・滞納事案の早期着手については、別途、和歌山県税務協議会の徴収強化会議で検討されていることから、共同コールセンターの設置については見送ることとする。

固定資産評価審査委員会の共同設置

現状と課題

- ・平成19年度から平成30年度までの12年間の審査申出件数は、県全体で193件。 このうち160件が市に対する申し出件数(内 和歌山市75件)
- ・その期間中、審査申出の無かった町村が12団体ある。
- ・このことから団体によっては、審査会運営のノウハウを持たないところもあるものと考えられ、今後、委員の人選にも苦慮する団体が出てくることも予想される。

連携の内容・方法

- ・地方自治法第252条の7①により、複数の市町村により共同で審査委員会を設置することができるとされていることから、この規定を活用し、固定資産評価審査委員会の共同設置を検討する。
- ・宮崎県西都市、高鍋町等の7市町村において共同設置の実績があり、この事例等を参考に議論を進める。

連携のメリット

- 審査実績のある団体を含めて共同設置することにより、スムーズな審査会運営が可能となる。
- ・共同設置の上で、市などに事務局を置くことにより、固定資産税の賦課徴収に係る部門以外の部門が所管するなど審査委員会の独立性を担保する効果も見込める。
- 小規模な自治体においても、継続的な委員の人選が可能となる。

- ・地域を限定せず、県内市町村を対象に勉強会を開催し、審査請求に対する事務処理等の確認を行った。
- ・勉強会後、各団体の意向を募ったが、連携の希望はあるものの、中心団体となることへの負担感等から、希望団体はなかった。
- ・固定資産評価審査委員会の共同設置を単独で進められる状況ではないため、事務連携小委員会での検討を終了し、別の機会に 提案することとする。

埋蔵文化財調査の共同処理

現状と課題

- ・埋蔵文化財(※)に関する知識を持った専門職を配置している県内市町村は30団体中13団体 ※土地に埋蔵されている文化財(主に遺跡といわれている場所)のこと
- ・埋蔵文化財が存在する地域において、公共工事等を行うにあたり、埋蔵文化財の記録を残すための調査等が必要となった場合、 専門職の未配置団体は、県教育委員会の専門職が代わりに調査等を行っている。
- ・未配置団体は、調査等を県教育委員会に依頼しなければならないため、迅速な対応が難しく、公共工事の工程に影響を与える場合がある。また、専門的な知識がないため、文化財の積極的な保護・活用に取り組めていない。

連携の内容・方法

・未配置団体が近隣の既配置団体に対し、埋蔵文化財に係る調査や文化財の保護・活用について事務の委託を行い、事務の委託 を受けた団体に対し負担金を支払う。

連携のメリット

- ・未設置団体が近隣の既配置団体に調査等の事務を委託することで、県教育委員会に依頼するよりも、迅速な調査等を行うことができる。
- ・委託を受けた団体は、市町村をまたいで文化財の調査等ができるため、地域の文化財を一体的に保護・活用することができる。

- ・世界遺産を有し、連携に関心を示した西牟婁郡の3町について、昨年度から引き続き、事務の委託を中心に検討を継続したものの、 現状の体制においても対応可能とのことから、埋蔵文化財調査の共同処理には至らなかった。
- ・御坊市及び日高郡6町の埋蔵文化財担当者を集めた意見交換会を開催。各団体が抱えている課題等を共有し、議論を行ったが、 埋蔵文化財調査の共同処理についての希望団体はなかった。
- ・以上を踏まえ、事務連携小委員会における検討は終了し、今後、各市町村において共同処理に向けたニーズが高まれば、検討を 再開することとする。

専門職員採用試験の共通化

現状と課題

- ・職員採用試験は、各市町村がそれぞれ独自に実施しており、市町村相互の連携による共同試験等の取り組みは行われていない。
- ・近年、専門職の受験者が減少しており、特に土木技術職については、県内30市町村のうち、12市町村において不足しているとの状況であり、人材確保が困難な状況にある。
- こういった状況を踏まえ、県では、下記のような市町村支援を行っているが、土木技術職を中心に採用支援をより一層強化する 必要がある。

【県の市町村支援状況】

採用支援	・県ホームページに市町村土木職の採用情報を掲載		
人的支援	・県技術職OBの人材バンクを構築		
職員研修•技術支援	・市町村職員向けの技術研修を年間10回以上開催 ・市町村の土木構造物に係る点検業務を県が受託		

連携の内容・方法

・奈良県で実施されている県と市町村の共同試験等も参考にしながら、共同試験の実施手法等を検討する。

連携のメリット

複数の団体が共同で試験、広報を実施することにより、受験者に対する訴求力が高まり、受験者数を増加させることで、各団体における人材確保が期待できる。

- •技術職員の採用確保に向け、今年度の「採用試験の合同説明会」に説明者として市町村に技術職員の参加を要請した。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、合同説明会は中止)
- ・また、奈良県で実施されている県と市町村の共同試験(奈良モデル)等を参考に専門職員採用試験の共通化に向けた手法について検討を行った。今後も、よりよい制度設計を目指し、引き続き、検討を継続することとする。

物品調達の共同化

現状と課題

・国や一部の団体では、コスト削減が期待できる連携事例として、「物品調達の共同化」に取り組んでいるが、県内市町村においては、印刷物の共同作成等について事例はあるものの、その取り組みは、一部に留まっている。

連携の内容・方法

- ・共同調達手法について検討するとともに、共同調達に適した物品についても検討を行う。
- ・共同調達に向けた仕様書案を作成するほか、各団体における調達事例をもとに、どれほどのスケールメリットが発揮されるかなどの効果検証も行う。

連携のメリット

・共同調達を行うことにより規模が拡大し、スケールメリットによるコスト削減が期待できる。

- ・共同調達の手法については、当初、任意の協議会を設立し、当該協議会において、「一般競争入札」を実施することを前提とした案を各団体へ提示。その後、各団体からの意見等を踏まえ、「随意契約を前提とした手法案」に改めた。
- ・対象物品は、「調達数量が多く、毎年、一定数を調達され」「仕様が比較的統一しやすく」「調達先が地元業者に限られず幅広く可能」など特徴を持つことが理想であり、具体的には、「防災備蓄品」が想定されたため、各団体における防災備蓄品の調達 実績等を調査。結果、「アルファ化米(個食タイプ・味付き)」については、手法案に適しており、共同調達によるスケールメリットが働く可能性があるとの結果に至った。
- 手法案に参加可能との回答のあった団体のうち、「アルファ化米を随意契約で調達している」などの8団体を抽出し、その8団体の「平成30年度アルファ化米(個食タイプ・味付き)調達実績」を集約した上で、他事例も参考にしながら、仕様書案を作成。この仕様書に基づき、県とアルファ化米調達に関して契約実績のある事業者へ試験的に見積書の作成依頼した結果、4団体において安価となり、うち3団体については、10万円超のスケールメリットが見込まれる結果となった。
- ・今後は、共同調達を実施する協議会の設置に向けた規約や要領などの検討を行うほか、各団体が共同調達に参加できる環境を整備することなどについても検討を行うこととする。